

刑事訴訟法

平成23年10月30日（日） 10:00～12:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、問いに答えなさい（配点：100点）。

被告人 X は、業務上過失傷害の罪で起訴された。その公訴事実の要旨は次の通りである。

「被告人 X は、平成 23 年 3 月 11 日午後 3 時頃、A 市 B 町の県道を、普通乗用自動車を業務として運転し、時速約 25 ないし 30 キロメートルで進行中、前方道路は付近のセメント工場の粉塵などが路面に凝固していたところへ、当時降雨のためこれが溶解して車輪が滑走しやすい状況にあったから、対向車を認めた際に不用意な制動措置をとることのないよう、あらかじめ減速して進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、前記速度により進行した過失により、対向車を認め急制動して自車を道路右側部分に滑走侵入させ、折から対向してきた普通乗用自動車に自車を衝突させ、この自動車の運転手 Y に加療約 3 ヶ月を要する傷害を負わせたものである。」

検察官は、第 1 審第 5 回の公判において、上記公訴事実中、「前方道路は付近のセメント工場の粉塵などが路面に凝固していたところへ、当時降雨のためこれが溶解して車輪が滑走しやすい状況にあったから」の部分、「当時降雨中であって、アスファルト塗装の道路が湿潤し、滑走しやすい状況であったから」と変更する旨の訴因変更請求をし、この請求が認められた。

この変更された訴因のままで、裁判所は当初訴因の事実を前提とする過失を認定することができるか否かについて、論じなさい。

以 上